

## 主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人両名の負担とする。

## 理 由

弁護人日野魁の上告趣意第一点は違憲をいうが、第一審判決挙示の証拠によれば、被告人Aの自白を補強すべき証拠は存在するのであつて、所論は前提を欠き、同第二点は事実誤認、同第三点は量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年六月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	三	郎